

貨幣の呪力と銭文

はじめに

【延暦十五年の桓武の隆平永寶】

- ①皇統の隆盛と都の平安
- ②奈良三錢からの離脱

【発行の遅れへの疑問】

一 長岡京出土の「三ツ跳」と「四ツ跳」

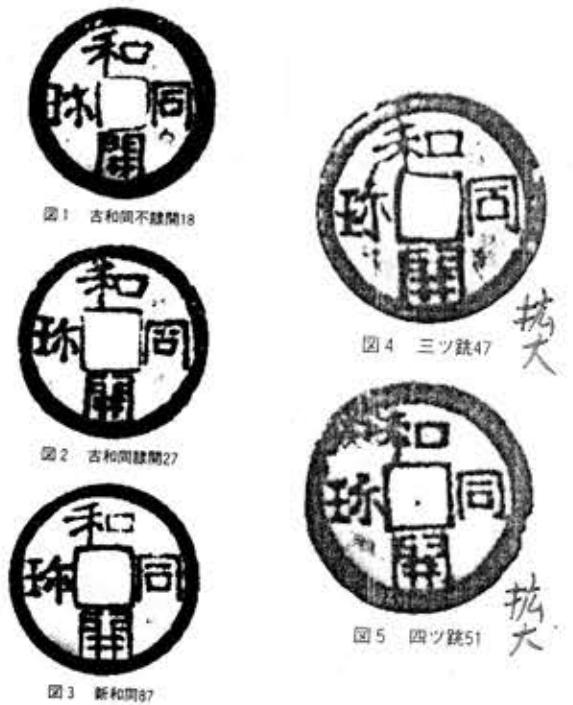
二 八世紀の貨幣史概観

三 光仁・桓武の皇統意識

四 跳ね和同から隆平永寶へ

むすびにかえて

20230122 森明彦



和同開珎の発行から隆平永寶までの年表

和同元(708)年正月	元明天皇、和銅祥瑞演出と和銅改元
五月	和同開珎銀錢（古和同不隸開）銀一分=銀錢1文で発行
八月	銅錢（古和同不隸開）銀錢1文=銅錢10文で発行
和同二年三月頃	銀錢・銅錢の錢様を古和同不隸開から古和同隸開へ
和同二年八月	銀錢廃止。この頃和同開珎銅錢の錢様を新和同へ
和同三年九月	銀錢禁止
養老五(721)年正月	銀錢一=銅錢廿五に。銀一両=銅錢100錢
養老六年正月	銀一両=銅錢200錢。以後銅錢の価値の変動を市場に任せた。
天平寶字四(760)年三月	萬年通寶を当十の新錢として発行
天平神護元(765)年九月	神功開寶を萬年通寶と同価で新錢として発行
宝亀三年(772)八月	新旧錢同価。旧錢停止。
宝亀十年八月	新旧錢同価並行許可。
天応元(781)年四月	光仁天皇讓位。桓武即位
十二月	光仁死去。
天応二年四月	鑄錢司廃止
延暦三(784)年十一月	長岡遷都
延暦九年十月	皇后乙牟漏死去
延暦九年九月	皇太子安殿発病
延暦九年十月	鑄錢司再置
延暦十三年十二月	平安遷都
延暦十五年	隆平永寶發行

『日本後紀』延暦十五(796)年十一月乙未(八日)条

詔して曰わく、周朝は暦を撫ちて、肇めて九府の珍を開き、漢室は期に賜りて、爰に三官の貨を設く。用って能く有無を遷して以て利を均しくし、華夷を通じて宜を得たり。済民の要須は、乃ち益國の嘉策なり、然れば機に口い時に適うは賢哲の務を成す所以なり。輕を權にして重きを作り、母子ここに於いて並び行なう。このごろ私鑑滋く起り、奸鑄紛然たり。之を交闊に施こすに、既に輕賤たり。之を貯蓄に宛つるに宝用に堪えず。即ち禁止を欲すも卒かには懲淸し難し、事須らく平量して以て流弊を救わん。是以、更新錢を制し、仍って其直を増さん。文は隆平永寶と曰う。宜しく新錢一を以て、旧錢十に當てん。新旧両色、兼ねて行用せしむべし。但し旧錢者、来歳より始めて限るに四年を以てし、然る後に停廢せん。

『続日本紀』延暦元(天応二年 782)年四月癸亥(十一日)条

詔して曰わく、朕、區宇に君臨し、生民を撫育するも、公私彌幣し、情、實に憂う。方に此興作を屏ぞけ、茲の稼穡に務め、政は僕約に遵いて財は倉廩に盈つるを欲す。今、宮室は居するに堪え、服斎は用に足り、佛廟ここに畢え、錢価既に賤し、宜しく且は造宮勅旨二省、法花鑄錢兩司を罷め、もって府庫の寶に充て、以簡易の化を崇ぶべし。但し造宮勅旨の雜色の匠手は其才幹に隨いて木工内藏等の寮に隸けよ。餘者各本司に配せ。

『続日本紀』延暦七年九月庚午(二十六日)条

庚午、詔して曰わく、朕眇身を以て忝くも鴻業を承く。水陸に便有りて都を長岡に建つ。而るに宮室未だ就らず、興作やや多し。徵發の苦は頗る百姓に在り。是を以て其功貨を優みて勞煩無きを欲す。今聞く、造宮役夫は短褐完からず。類むね多くは羸弱なり、と。靜かに此を言もいて深く懷に軽めり。宜しく諸の役夫を進める國は今年の出舉は正税公廨を論ぜず、一切その息利を減ぜよ。縱えば十束を貸し、その利五束。二束は民に還し、三束は公に入れよ。それ勅の前に徵納せるはまた宜しく還し給うべし。

『続日本紀』延暦九年冬十月甲午(二日)条

冬十月甲午、復た鑄錢司を置く。

『続日本紀』宝亀十(779)年八月壬子(十五日)条

・壬子 勅す、去んぬる宝亀三年八月十二日、太政官奏して、永く舊錢を止どめ、全て新錢を用う。今聞く、百姓徒に古錢を蓄え、還りて施こす無きを憂れう、と。宣しく新舊同価に並び行なうを聽せ。

